

埼玉県立大学学部長選考規則

平成22年4月1日
規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、埼玉県立大学学則第12条第1項に規定する学部長（以下「学部長」という。）の選考等に関して必要な事項を定めるものとする。

(選考の事由)

第2条 学部長候補者の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- 一 学部長の任期が満了するとき。
- 二 学部長の辞任を学長が理事長に申し出たとき。
- 三 学部長が前2号以外の事由で欠員となったとき。

(選考の時期)

第3条 学部長候補者の選考は、前条各号に規定する事由により、それぞれ次の期間内に行うものとする。

- 一 前条第1号による場合は、任期満了日前1月までに選考を完了する。
- 二 前条第2号又は第3号による場合は、その事由が生じた後速やかに行う。

(選考の基準)

第4条 学部長候補者は、人格が高潔で学識が優れ、かつ、教育行政に関し識見を有し、学部長としての職務を掌理し得る者でなければならない。

(学部長候補者の選考)

第5条 学長は、前条に規定する学部長の選考基準に従って、学部の教授の中から学部長候補者を選考し、理事長に申し出る。

(任命の手続)

第6条 理事長は、前条の規定による申出を受けた学部長候補者を、学部長として任命する。

(任期)

第7条 学部長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の途中で学部長の交代があった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(その他)

第8条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 法人成立後最初の学部長の任命は、第5条に定める手続きを要しないものとし、理事長が行う。
- 3 前項の規定により任命された学部長の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、1年とする。